

第9章 自衛隊派遣の要請

第1節 自衛隊派遣の要請

- 1 本部長は、洪水等の際し、本部及び隣接水防管理団体の応援のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県知事を経由して自衛隊の派遣を要請することができる。
- 2 状況が緊迫し、本部長が県知事に連絡のいとまがなく、真にやむを得ない場合に限り、緊急措置として、本部長が防衛庁長官又はその指定部隊に対し、その旨及び災害の状況を通知できる。
ただし、この場合は、遅滞なくその経緯を県知事に報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続きは、市地域防災計画による。